

**パラオ共和国との技術・人材交流のためのパラオ派遣委託業務
企画提案募集要領**

1 募集の趣旨

沖縄県とパラオ共和国は、双方の歴史的・文化的な絆を基礎として、その友好関係を強化するための覚書（MOU）を令和4年8月に締結し、現在、MOUに基づく協働に向け、技術・人材交流の取組を進めているところです。県では、令和6年度において、パラオ共和国との技術・人材交流の取組として、パラオ共和国への専門家派遣等を実施する予定としています。

そこで、これらの取組みを円滑に実施するため、十分な企画力や実務経験を有し、当該業務を完遂できる委託者を募集します。

2 事業の期間 契約締結の日～令和7年3月31日（予定）

3 予算額 2,828,000円以内（消費税込み）

4 応募参加資格

次に掲げる要件を原則としてすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

（注）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団または暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 沖縄県内に本店又は支店を設置している法人であること。

(4) 旅行業法施行規則第1条の2の第1号に規定する旅行業登録（第一種旅行業務）を行っている法人であること。

(5) 企画提案仕様書の趣旨に則り、県の施策等を十分理解し、本事業の実施にあたって県と密接に連携できること。

(6) 沖縄県内において、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している法人であること。

- (7) パラオ共和国内に提携先等があり、パラオ国内での業務を確実に遂行できる法人であること。
- (8) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を1名以上、コンソーシアムにあっては、それぞれ1名以上の主たる担当者を割り当て、十分な執行体制がとれること。
- (9) コンソーシアムで実施する場合は、以下の要件を満たすこと。
- ア コンソーシアムの代表事業者が応募を行うこと。
- イ 代表事業者は、上記(1)から(4)の全ての要件を満たす者であること。
- ウ コンソーシアムの構成員の全てが、上記(1)及び(2)の要件を満たす者であること。
- エ コンソーシアムの構成員のいずれかが、上記(5)から(7)の要件を満たす者であること。
- オ コンソーシアムの構成員が、単体企業としても重複応募する者でないこと。
- カ 代表事業者は、事業目的達成のため他の共同企業との連携を密にし、各事業の推進及び成果の達成を図ること。

5 提案内容について

別紙「企画提案仕様書」のとおり

6 応募の手続き

(1) 質問

- ・質問期限 令和6年11月15日(金)午後3時(必着)
- ・質問書 【様式6】
- ・質問方法 メールにて事業担当者(嶺井)あて送信願います。
メール (aa048305@pref.okinawa.lg.jp)
回答は、11月18日(月)以降に当課ホームページに掲載する。
※送信後は水産課担当あて電話にて受信確認を行うこと。

(2) 応募申請書・企画提案書

- ・提出期限 令和6年11月22日(金)正午12時(必着)
- ・提出書類 下記(3)を参照
- ・提出方法 持参又は郵送
※郵送の場合は、到着確認が可能な手段によること。

(3) 提出書類等

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キの書類を提出すること。部数は10部（1部は原本、残り9部は原本のコピーを提出）。また、コンソーシアムでの応募の場合は、イ、オ、カを構成員ごとに作成し、提出すること。

ア 企画提案応募申請書・・・・・・・・【様式1】

イ 会社概要・・・・・・・・・・・・・・【様式2】

- ①定款、②役員名簿、③法人の事業計画・報告書、④収支決算書（直近2年間）、⑤組織図を添付

ウ 企画提案書

- ※ 企画提案書はA4版を基本とし、縦・横どちらでも可。
- ※ 企画提案書の内容は、別紙「企画提案仕様書」を参照すること。
- ※ 記載にあたっては、次の項目の記述を必須とする。
 - ①業務の実施体制（パラオ共和国内の連携先も明記）
 - ②業務の実施方法
 - ③業務の実施フロー及びスケジュール

エ 積算書（企画提案仕様書の内容に則して積算すること。）

オ 業務実績書・・・・・・・・・・・・・・【様式3】

カ 誓約書・・・・・・・・・・・・・・【様式4】

キ 協定書・・・・・・・・・・・・・・【様式5】

※ コンソーシアムで応募する場合には、構成員ごとに会社概要、実績書を作成するとともに、の各構成員間で協定を締結し、その協定書を提出すること。

7 スケジュール

公告日	令和6年11月8日（金）
質問	令和6年11月15日（金）午後3時まで（必着）
応募申請書提出期限	<u>令和6年11月22日（金）正午12時まで（必着）</u>
審査	令和6年11月25日（月）（予定）
選定結果通知	令和6年11月下旬

8 選考方法

応募のあった提案については、以下の要領で選考を行う。

(1) 書類審査（資格及び書類審査）

沖縄県農林水産部水産課において入札参加資格の確認を行った後、同課に設置する「企画提案審査会」において、以下の項目について、応募事業者による企画提案書等提出書類の評価を行い、総合得点の高い順に本業務の企画提案採択順位（今回

の募集は、企画提案採択順位を決定するものであり、契約を保証するものではない。)を決定する。

※ 審査結果については、電子メール及び書面にて通知する。

(2) 留意事項

書類審査における留意事項は下記のとおり。

ア 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

8 評価基準

<企画提案書の評価項目（予定）>

(1) 企画提案内容

ア 業務目的の理解度

本業務の目的に適切に対応した提案になっているか。

イ 提案内容の優良性

提案内容は、明確性、具体性、妥当性、現実性を伴っているか。

ウ 実施計画の妥当性

実施スケジュール、実施手順・手法は妥当であるか。

(2) 業務遂行体制・業務実績の評価

ア 事業を的確に実施するために必要な実施体制（人員配置・対応人数）、役割分担、責任体制が明確になっているか。

イ パラオ共和国内における取組について、円滑に業務を遂行できる体制が組み立てられているか。

ウ 類似業務等の実務実績は十分か。

(3) 積算内容

ア 積算の内容は、取組の規模に応じて妥当なものとなっているか。

9 委託企業決定後の業務執行について

(1) 委託契約については、原則として第一位入選者とするが、委託に関して必要な協議が合意に至らない場合は次点となった順位の者を繰り上げて、協議のうえ契約するものとする。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項(※)の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (3) 事業完了時に実際に要しなかった経費及び本事業の経費と認められない経費があるときは、相当の委託料を減額する。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
 - (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
 - (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
 - (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。
 - (9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入れ若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。
 - (12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
 - (13) 令第167条の2第1項第5号に掲げる場合に該当する随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

10 その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類等の作成する費用は応募者の負担とし、提出書類等は返却しない。
- (3) 審査結果は、農林水産部水産課において、閲覧による公表を行う。公表を行う事項は以下のとおりとする。
 - 最優秀提案者とその評価点
 - 全提案事業者の名称 ※申込順に記載
 - 全提案事業者の評価点 ※得点順に記載
 - その他
- (4) 入選者の選定にあたっては、提案された内容を総合的に評価し決定する。このため、業務を実施するにあたっては、県と協議して進めていくものとし、提案された内容を

全て実施することを保証するものではない。

(5) 1 提案者（複数の事業体で事業を実施する場合は1 コンソーシアム）あたり、提案は1 件とする。

(6) 契約手続きに関する費用は、事業者負担とする。

1 1 お問い合わせ、質問書・参加申込書・各種書類の提出先

沖縄県農林水産部 水産課 水産企画班

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁10階）

電話番号：098-866-2300 FAX：098-866-2679

メール：aa048305@pref.okinawa.lg.jp

担当者：嶺井・岸本